

中国（上海）自由貿易試験区の概要

平成25年10月14日

ジェトロ上海事務所・在上海日本国総領事館

【ポイント】

- 9月29日、中国政府は、上海に中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という。）を開設。第一弾として、国内外の36社が進出（日系なし）。
- 9月27日に公布された自由貿易試験区に関する「全体方案」では、金融、投資、貿易、法制等の改革の方向性が示された。（i）金融面では、リスクコントロールが可能な範囲で、人民元の自由化、金利の市場化、人民元クロスボーダー取引等を試験的に実施すること、（ii）投資面では、金融、旅行、海運等を含む18業種の開放拡大、（iii）貿易面では、手続の簡素化、（iv）法制面では、外資企業に係る法律に基づく審査・批准の手続の変更を今後3年間で調整することなどが盛り込まれた。
- 規制緩和を実現するための具体的な法令についても一部は公表されたところであるが、なお不明な点も多い。

1 経緯・企業の進出動向

本年3月に李克強総理が上海を訪れた際、自由貿易試験区の設立を指示したとされる。7月に国務院常務会議において「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」が承認され、9月18日には、自由貿易試験区の設立が批准、27日に全体方案が公布され、29日に開設式が行われた（法令の施行は10月1日から）。第一弾として、国内外の36社（金融機関11社、その他25社）が進出（外資は、米・マイクロソフト、シティバンク、独・ポルシェの他、タイ、シンガポール、オランダ、フィンランド、フランス、イタリア等。日系はなし。）。また、自由貿易試験区発足以後、進出に向けて当局に対して多数の相談・問い合わせがなされているとの報道もある。

2 全体方案の概要

9月27日に公布された全体方案によると、今後の改革の主な方向性は以下のとおり。

- （1）金融面：①リスクコントロールが可能な範囲での、人民元の自由化、金利の市場化、人民元クロスボーダー取引等の試験的な実施、②金融サービス業において、条件に合致する民営資本と外資金融機関の全面開放を進め、区内における外資銀行と中外合資銀行の設立を支持、③外債管理方式を変更し、クロスボーダー融資の利便性を向上、④クロスボーダー人民元保険業務の展開を支持し、再保険市場を育成。
- （2）投資面：①金融、旅行、医療等を含む18業種（注）のサービス業の開放拡大、②区内での外商投資項目につき、ネガティブリスト方式（できないことを列

拳)を導入。ネガティブリストに記載されていない領域の投資項目を、認可制から届出制に変更、③域外投資に係る管理方式を、企業による届出制に変更して利便性を向上。

(注) 対象となっているサービス業18業種は以下のとおり。

①銀行サービス、②専門健康医療保険、③ファイナンスリース、④遠洋貨物運輸、⑤国際船舶管理、⑥増値電信業務、⑦ゲーム機販売及びサービス、⑧弁護士サービス、⑨信用調査、⑩旅行業、⑪人材仲介サービス、⑫投資管理、⑬工程設計、⑭建築サービス、⑮演出ブローカー、⑯娯楽施設、⑰教育研修・職業技能研修、⑱医療サービス

(3) 貿易面：①貨物の区内への搬入手続、検査検疫手続の簡素化、②**多国籍企業が自由貿易試験区にアジア・太平洋地域本部を設立することを奨励**し、貿易・物流・決済等の機能が整合的に取れたビジネス・物流センターを構築。

(4) 法制面：**外資企業に係る法律（外資企業法、中外合資経営企業法、中外合作経営企業法）に基づく審査・批准の手続を、10月1日より3年間停止し、新たに登録制度を実施。実行可能性が証明された場合には、関連法令を改正することとし、好ましくないことが証明された場合、元に戻して関連法令の規定を施行。**

(5) 行政面：①**政府の管理方式を刷新し、事前の審査認可から事後のモニタリングへの転換を推進**、②情報ネットワークを整備し、異なる部門の協同管理体制を実現。

3 関連法令・規則

規制緩和を実現するための具体的な法令について一部は公表された（公表済みの法令については、ジェトロHP関連サイトを参照）。ただし、**不明な点も多く、今後、試行を進める中での見直し等も見込まれる。**

4 対象範囲

自由貿易試験区は、従来上海において指定されていた4つの税関特殊監督管理区域（外高橋保税区、外高橋物流園区、洋山港保税区、上海浦東空港保税区の計28平方キロメートル）が対象。**対象区域は、一定期間経過後、各種の条件をクリアすれば拡大される見込み。**

5 上海市選定理由

上海が実験地として選ばれた理由につき、高虎城・商務部長は、開設式に際した記者会見で以下の3点を列挙。(i) 上海には**比較的良い基盤があり、比較的高いレベルからの実験開始が可能で、リスクを負担する能力も比較的高いこと**、(ii) **比較的成熟した管理監督制度と管理の経験を有していること**、(iii) **比較的良い地理的優位性を有していること**。

(以上)